

米子市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度の人件費率
令和 元年度	人 147,837	千円 67,616,958	千円 1,175,970	千円 7,048,952	% 10.4	% 11.3

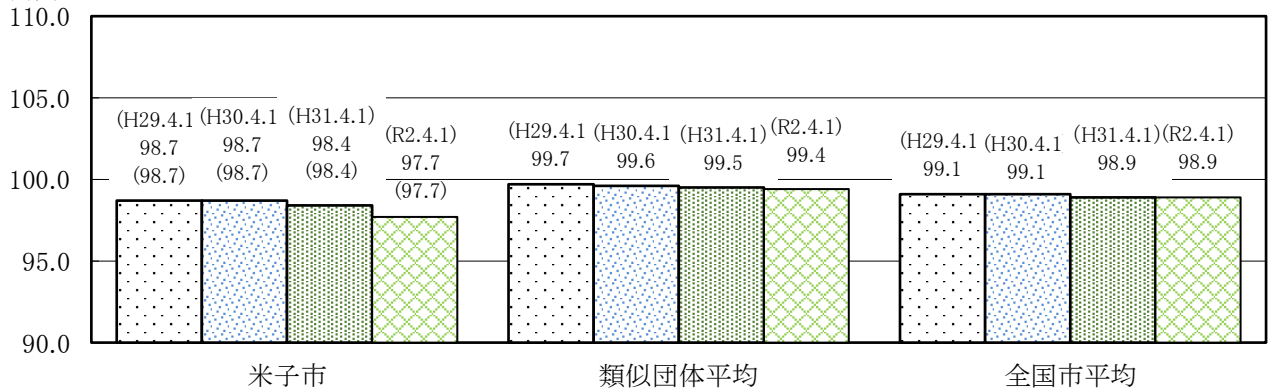
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人 当たり給与 費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 元年度	人 812	千円 2,898,279	千円 464,322	千円 1,173,602	千円 4,536,203	千円 5,586	千円 6,479

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(指数)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [**実施**] 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当については、国の示した基準0%に対応し、米子市においては支給していない。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
 (平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
米子市	43.8歳	324,600円	384,262円	346,112円
鳥取県	43.6歳	322,480円	390,361円	348,393円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
類似団体	42.3歳	318,244円	404,065円	368,873円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
米子市	56.3歳	7人	303,200円	314,371円	314,371円
うち清掃職員	*歳	1人	*円	*円	*円
うちその他技能労務職員	56.4歳	6人	300,283円	307,883円	307,883円
鳥取県	52.8歳	100人	309,655円	336,022円	322,822円
国	50.9歳	2,319人	287,283円	—	328,862円
類似団体	51.6歳	39人	325,488円	378,873円	364,044円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		米 子 市	鳥 取 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	186,400 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	152,000 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	—	147,500 円	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

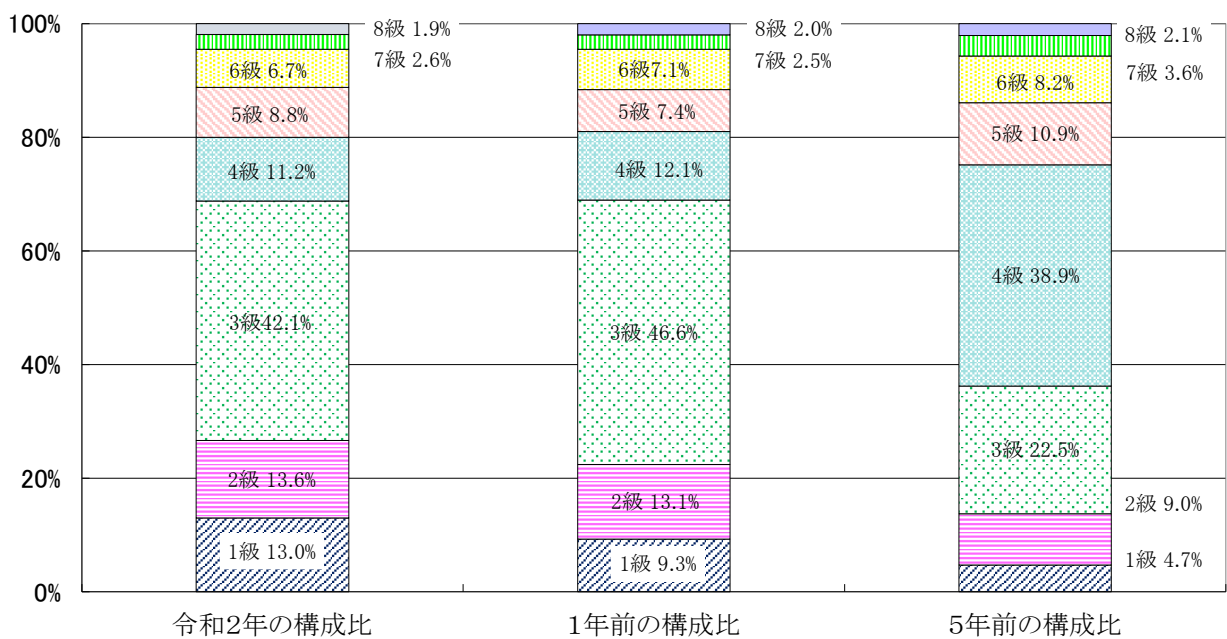
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	253,483 円	350,086 円	379,250 円	389,890 円
	高 校 卒	230,100 円	—	359,200 円	374,412 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

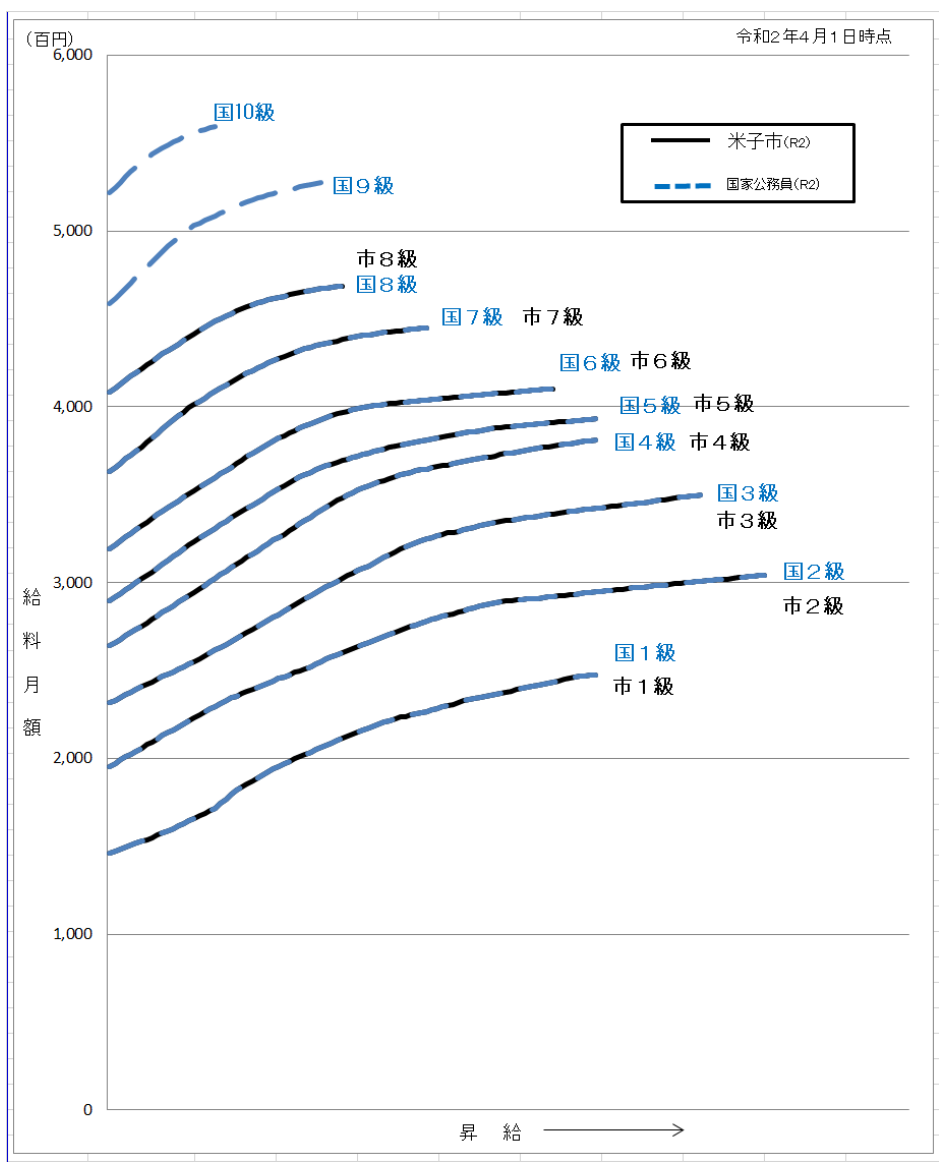
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事又は技師	人 81	% 13.0	円 146,100	円 247,600
2 級	主任	人 85	% 13.6	円 195,500	円 304,200
3 級	係長	人 263	% 42.1	円 231,500	円 350,000
4 級	担当課長補佐	人 70	% 11.2	円 264,200	円 381,000
5 級	課長補佐	人 55	% 8.8	円 289,700	円 393,000
6 級	課長又は主査	人 42	% 6.7	円 319,200	円 410,200
7 級	次長	人 16	% 2.6	円 362,900	円 444,900
8 級	部長	人 12	% 1.9	円 408,100	円 468,600

- (注) 1 米子市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（米子市）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
①. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ適用（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない	—		—	
活用予定時期	—		—	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

米子市	鳥取県	国
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,404千円	1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,466千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.43月分 勤勉手当 1.62月分 (1.31)月分 (0.84)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（米子市）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
①. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ適用（一律）		○		○

ロ. 人事評価を活用していない	—	—
活用予定時期	—	—

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

米 子 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
514 千円		14,373 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		28,043 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		49,112 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		63.7 %		
手当の種類（手当数）		5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等業務手当	感染症患者等に接触する業務に従事した職員	感染症患者等に接触する業務	—	1回につき1,000円（感染症等に感染し、治療を受ける必要が生じた場合は、給料月額の内1か月分以内）
行旅病死人救護等業務手当	行旅病死人等の救護、収容等の業務に従事した職員	行旅病死人等の救護、収容等の業務	40千円	護送1回につき1,500円 死体の収容等1体につき2,000円
犬猫等死体処理業務手当	犬猫等の死体の処理業務に従事した職員	犬猫等の死体の処理業務	35千円	1件につき300円
選挙事務手当	選挙事務に従事した職員	投票事務又は開票事務	27,653千円	投票事務 35,000円以内 開票事務 26,000円以内
困難折衝等業務手当	滞納処分（差押）に従事した職員	滞納処分（差押）業務	295千円	差押調書1通につき300円
	用地交渉等業務に従事した職員	用地交渉等業務	—	従事した日1日につき1,000円
	緊急通報等対応業務に従事した職員	勤務公署以外の場所で、正規の勤務時間以外の時間に心身に著しい負担を与える通報に対応するため必要な業務	186千円	平日 1件につき 660円 週休日および休日 1件につき1,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	226,107 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	252 千円
支給実績（平成30年度決算）	268,872 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	296 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 月額 6,500 円 ※職務の級が8級であるもの 月額 3,500 円 ・子1人につき 月額 10,000 円 ※16歳～22歳の子の加算額 月額 5,000 円 ・その他の扶養親族 月額 6,500 円 ※職務の級が8級であるもの 月額 3,500 円 	同じ	—	千円 84,674	円 228,232
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給する。 家賃の額に応じ、月額最高 28,000 円まで 	同じ	—	千円 45,749	円 245,962
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用者 運賃等の額に応じ、月額最高 55,000 円まで ・自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額 1,600 円～50,100 円 	異なる	自動車等使用者の支給額	千円 35,809	円 48,391
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> ・公署を異にする異動に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額 30,000 円＋距離に応じた加算額 	同じ	—	千円 1,440	円 720,000
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・正規の勤務時間として休日に勤務した職員に支給する。 支給割合 100 分の 135 	同じ	—	千円 2,569	円 16,056
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する。 支給割合 100 分の 25 	同じ	—	—	—
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・宿日直1回につき 4,200 円 	同じ	—	172	11,467
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・課長級以上の職員に対し、役職に応じて 43,600 円から 75,200 円を支給 	異なる	支給区分及び支給方法	千円 57,547	円 632,385
管理職員 特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・課長級以上の職員及び園長が緊急の必要により、週休日又は休日に勤務したときに支給する。 1回につき 4,000 円～8,000 円 	異なる	支給区分及び支給額	千円 523	円 87,167

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	971,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,030,000 円 / 593,400 円
	副 市 町 村 長	809,000 円	880,000 円 / 547,600 円
報 酬	議 長	554,000 円	760,000 円 / 450,000 円
	副 議 長	486,000 円	670,000 円 / 390,000 円
	議 員	450,000 円	620,000 円 / 370,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(令和元年度支給割合) 3.35 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和元年度支給割合) 3.35 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 町 村 長	97.1 万円 × 33.3/100 × 在職月数 80.9 万円 × 25/100 × 在職月数	15,520,464 円 退職時 9,708,000 円 退職時

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

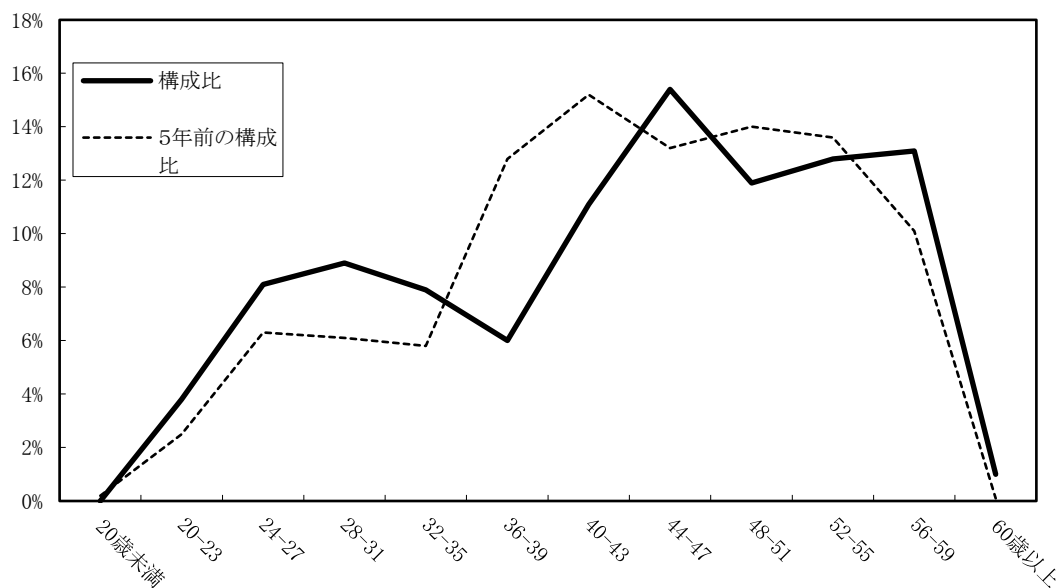
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 元 年	令 和 2 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	7	7		
		総 務	181	192	11	業務増による体制強化
		税 務	71	72	1	欠員補充
		民 生	260	253	△7	事務の統廃合縮小
		衛 生	70	76	6	業務増による体制強化
農 林 水 産		36	37	1	業務増による体制強化	
商 工		37	37			
土 木		94	96	2	業務増による体制強化	
	計	757	771	14	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.15 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 46.14 人)	
	教育部門	40	41	1	業務増による体制強化	
	小 計	797	812	15	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.93 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 60.51 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 交 通 下 水 道 そ の 他		111	111		
			49	50	1	業務増による体制強化
			47	47		
	小 計	207	208	1		
合 計		1004	1020	16	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.99 人	
		[1024]	[1024]	[1024]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	39人	83人	91人	81人	61人	113人	157人	121人	130人	134人	10人	1020人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	728	732	735	740	757	771	5.9(%)
教育	58	56	58	57	40	41	△29.3(%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	786	788	793	797	797	812	3.3(%)
公営企業等会計計	97	98	95	98	96	97	0(%)
総合計	883	886	888	895	893	909	2.9(%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数のうち教育長を除く数。

2 公営企業等会計は、水道会計を含まない。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 元年度	2,885,137千円	519,917千円	610,759千円	21.2%	20.7%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 105,143千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)000平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 元年度	110人	千円 472,688	千円 45,767	千円 197,447	千円 715,902	千円 6,508	千円 6,165

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
米子市水道局	46.9歳	372,555円	542,350円
団体平均	44.2歳	339,529円	512,723円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

米子市水道局	〇〇（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,795千円	1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,404千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

米子市水道局			〇〇（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額 0千円 25,461千円			1人当たり平均支給額 514千円 14,373千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（令和元年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		1,216千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		31,179円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		35.5%		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和元年度 決算）	左記職員に対する支給 単価
水源勤務職員 手当	浄水課職員	高圧電動機運転 業務及び塩素取 扱業務	889千円	日額200円
停水処分業務 従事手当	営業課収納担当職 員	停水処分業務	168千円	1件当たり500円
劇薬取扱手当	水質管理課職員	水質検査業務	159千円	日額150円

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	7,971千円
職員1人当たり平均支給年額（ 令和元年度決算）	92千円
支給実績（平成30年度決算）	10,684千円
職員1人当たり平均支給年額（ 平成30年度決算）	119千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 月額6,500円 ・ 子1人につき 月額10,000円 ※16～22歳の子の加算額 月額5,000円 ・ その他の扶養親族 月額6,500円 	同じ		17,878千円	259,101円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて月額28,000円まで 	同じ		4,270千円	266,875円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関等利用者 運賃等の額に応じて月額55,000円まで ・ 自家用車等使用者 通勤距離に応じて月額1,600～40,000 	同じ		4,256千円	45,277円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長級以上の職員に対し、役職に応じて月額47,800円～75,200円 	同じ		6,953千円	695,300円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午後10時から翌日午前5時までの間、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の40 	同じ		3,853千円	275,214円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿日直勤務 1回につき4,400円 	同じ		0千円	0円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長級以上の職員が必要により、勤務時間以外に勤務したとき 	同じ		160千円	16,000円

	週休日又は休日等 1回につき5,000円 ～8,000円を支給 平日0時～5時の1 回につき2,500円 ～4,000円を支給				
単身赴任手当	・公署を異にする 異動に伴い転居し 、やむを得ない事 情により同居して いた配偶者と別居 し、単身で生活す ることを常況とす る職員に支給 月額30,000円＋距 離に応じた加算額	同じ		0 千円	0 円